

## 滿蒙事變と國際聯盟

苫 米 地 英 俊

一

去る九月十八日に突如勃發した滿蒙事變は國際聯盟との關係に於て寧ろ惡化し、世界の重大問題となり、吾國は今や一大危機に直面することゝなつた。本問題の處理に當つて若し一步事を過れば國際平和の殿堂は崩壞する運命に立ち、我國は浮沈の深淵に臨むことになるやも計り難い。於是乎内外の議論が沸騰して、或

は國際聯盟脱退をも辭せずと硬論するあり、東京駐在大公使引上げ乃至は經濟絶交を以て吾國を脅迫せんとする議ありと風評せられてゐる。然るに我國民中には世界の氣勢に通ぜざるのみならず、我國と滿蒙との關係すら正解し得ずして、或は極論に走り、又或は徒らに杞憂を懷くものがある。

凡そ國際關係の諸問題は強腰ばかりでよき解決を得らるゝものでなく、さりとして浮腰では正當なる主張も

貫き得ぬ恐れがある。我國が國際聯盟を脱退しても必ずしも聯盟崩壊とはならぬばかりでなく、脱退は聯盟の規定する制裁の免除を意味しないことは聯盟規約第十七條第三項で明かである。而も我日本が過去十餘年に亘つて國際聯盟の發達に努力し、國際平和に貢献し來つたことが無意味になる。併しながら國際聯盟をしてその判斷を過らしめ、我國の生命線に危害を與へしむるが如きは斷じて許すべからざるところである。

この重大時期に際して國民はよろしく冷靜を保ち、事に當つて善處し、滿蒙事變をして軌道より逸走せしむることなき細心の注意を拂ふと同時に、又最惡を十分豫想して、確固たる決心と、艱苦持久の用意とを持つべきである。

## 二

十月二十四日の國際聯盟第二次理事會に提出せられた決議案が我國の代表を除く他の十三票を勝ち得たこ

とは吾人の頗る奇怪に感ずるところで、世間ではこれを稱して「認識不足」と呼んでゐる。而して我國民中には聯盟理事會が一二強國の國策遂行に利用せられ、その傀儡となり奴隸となつて國際問題に公正なる判斷を喪つたのだと憤慨する向も尠からずある。

國際聯盟の各國代表者が各々國策を背景として動いた傾は確かに認められる。そして支那も亦巧な宣傳戦を用ひ、各方面の外人を利用して公正なる判斷を過らせた事實も否定し難い。併し同時に我一般國民も亦果して滿蒙問題に付正確なる認識を有し、事變勃發の必然性と自衛權發動の不可避とを十分知悉し居るやに疑なきを得ぬ。こゝに滿蒙問題の本質を明かにする必要を覺える。

近時よく耳にする世論によると、滿蒙の利權は日清日露の兩役を経て、十萬の生靈と二十億の財寶とを投じて勝ち得たるもので、條約により確認せられてゐるものであるが故にどこ迄もこれを保持すべく、正當の

權利として主張しなければならぬといふ點のみを強調してゐる。恚した主張が動もすれば日本は軍國主義の國であるとの誤解を海外に招く恐があり、又現に招いてゐる事實もある。

滿蒙は我國の生命線である。滿蒙の問題は、その性質が政治的、軍事的、經濟的であると、將又それが社會的、思想的であるとを問はず、總て我生命線上の問題である。滿蒙に於ける總ての問題が直ちに我國の死活にかゝはるといふ事實が我國をして已を得ず十萬の生靈と二十億の巨財とを犠牲にせしめたのである。

滿蒙が若し日本に對する他國の策源地たるが如き事態が起つたとするならば、我國民は全く安住の地を喪ふことにならう。國體又は政體に對する重大なる影響を蒙ることもあり得る。國防を全し得ぬ危険の生ずることとも起り得る。又經濟産業生活の脅威を惹起することもあり得る。而してその影響を受くる程度は策源地を支配する力の強弱に依て定まるのであるから、その

劃策者が支那自身であると、第三國であるに依て變化を生ずるものでない。

滿蒙問題は歐米人が世界到る處に領土、殖民地、又は租借地等を獲得し、その利欲を恣にし來つたのとは本質に於て全く異なる。近世史は軍國主義、資本帝國主義と、これに依て建設された産業の發達との記録である。かくて歐米は戰前に於て既に飽和状態となり、現狀維持政策が平和論を産み、現狀に満足し能はざる獨逸の侵出が歐洲大戰となり、戰爭の慘劇は平和思想を助長した。この時代に於て我國民が滿蒙の生命線である所以を強調しないで、利權を云々するが故に黒き史的背景を持つ各國民に對し誤解を惹起することになるのである。

滿蒙の生命線を防衛するのは我國の自衛權の發動であつて、それは利權竝に駐兵に關する條約を離れても尙日本が當然有する權利であつて、不戰條約でも明かに認めて居る國際法上の原則である。滿蒙に日本が利

權を有し、駐兵が條約に依て認められてゐるといふ事實は單に具體的の場合が明示されてゐるに過ぎない。

元來利權の保護に駐兵を許すいふことは國際慣例からいふと例外的のことであるが、これが各國に許されてゐるのは支那の無力と不信とを物語るもので、支

那政府が國內の安寧秩序を保つ丈けの實力を有せず、又その誠實さを信頼し得ないためである。斯る状態のもとにあつて若し滿蒙が支那の手に全然委ねられたならば、必ず往時の慘劇を再び繰返さねばならぬことになるのは晴天に白日を仰ぐより尙明かである。この故に我國は滿蒙に利權と駐兵權とを有して國家の生活線を防衛することが緊喫なる要件となつたのである。

今度の事變に於て錦州に我偵察機が自衛上無已爆彈を投下したことが國際聯盟を硬化せしめ、米國々務卿ステイムスン氏をして憂慮せしめ、我國の軍隊が錦州方面に出動した報が傳はると聯盟に異常のセンセイションを起し、ステイムスン卿の釋明問題までも惹起す

のは何故であるか。某國の利權侵害を恐れるが故である。これに依て見るも滿蒙利權保護の自衛權行使が正當である許りでなく、各國の利權が滿蒙に錯綜するところが如何に我國生命線防衛の障害になるか、如實に見られる譯である。

我國が滿蒙開發に精進すること茲に二十有五年、この間人智の限りを盡し、科學の精を傾け、十五億の資本を投じ努力奮勵至らざるなき有様であつた。そのために産業は飛躍的の進歩を遂げ、人口は三十倍の激増を見、而もその生活程度は昔日の比でない裕福さを示すに至つた。昨年度の貿易總額は六億二千三百八十七萬五千海關兩に達し、支那國民が戰禍の衝を遁れて滿洲に安住の地をもとめて移住し來るものが近年頗る多く、最近十五ヶ年間に滿洲の人口が九百萬以上増加した事實は滿蒙開發の成功を物語るものである。

嘗て露國が滿洲に事を構へた當時獨逸は近代國家の意義に於て滿洲は支那の一部でないと世界に聲明して

ゐる。この事實から見ても若し我國なかりせば現在滿

蒙が支那の領土であり得ないことは明かである。併し日本は支那の領土保全といふ恩惠的の立場から國運を賭したのではなく、自國の生命線防衛のために餘儀なく戦つたのである。従て戦後に日本の需めたところもその目的保持に必要な最少限度で、支那の領土權を確立せしめたのである。且又その後の開發により文化の恩澤、産業の福利を第一に受けたものは滿蒙の住民である。支那本土に於けるが如き年々絶え間なき兵亂、慘禍、誅求、掠奪等を免がれ、而も滿鐵の施設に依て病苦を醫し、教育せられ、物産は改良せられ、産額は増加し、價額は昇騰し、職業を與へられ、かくして得た滿蒙住民の利益は實に計り知られぬものがある。

第二に利益を享有したものは支那自身である。滿洲の秩序安寧が我國に依て維持せられ、産業が開發せられたるがために政府の收入を増加し、支那自身の産業が興り、交通が開かれ、その他一般文化の施設が可能

となつたのである。

第三に利益を受くるものは我國であることは勿論で、他の諸外國に比して頗る有利の地位にあることは疑を容れない。併しこれは資本と勞苦とに對する當然の報酬であり、決して門戶開放、機會均等主義を侵して得たる不當の收獲ではない。

斯く觀するとき我國の利權は共存共榮の基礎の上に建設せられたる正當のものであつて、支那又は第三國がこれに對して批議すべき何等の根據をも認め得ないのは明白である。

### 三

この生命線が支那の暴戾に依て近時頻に脅かされてゐる。支那が三民主義を奉じて革命の旗を擧げたときから、國權回收、打倒帝國主義、平等條約の締結、關稅の自主、領事裁判の廢止その他各種の標語を設けて國民運動を起した。この運動の中心勢力はカラハンの

組織指導したところの左傾學生團であつた。この左傾國民運動を巧に利用し、宣傳戰に先づ勝を占めたのが彼の蔣介石で、彼は嘗て我が士官學校に學び、後に赤露士官學校に政事を研究したことがある。革命運動の頭初に當つて政事は赤露に、軍事は日本に則るべきことを公言し、廣東の軍官學校に於て先づこれを實施した。斯くて革命に成功し、南京に都を遷したが、その成功の裏面には勞農政府の莫大なる援助のあつたこと、日本を初め各國の同情が與つて力あつたことは否み得ない。而もその間に各國間に暗闘が絶間なく行はれ、或る國の如きは支那に對して好意の押賣さへするに至つたので、支那は諸外國を輕侮する慢心を生じた。而も列國の歩調が紊れた間隙に乘じ、平和思潮を利用し、これに基づく安全保障を惡用し、條約を無視せる行動を敢てし、先づ英國を槍玉に上げ排外運動の火の手をあげ、これに成功するや直に矛を我國に向け、日貨排斥を手始めに排日侮日の極を盡し、遂に旅

大回收、滿鐵奪還を唱ふるに至り。邦人の生命財産を脅し、支那・滿洲等に於て我國民の平和的住居を不能に陥らしめ、以てその目的を達せんと企つるに至り而も近年に及び教育の神聖を汚し、排日教材を各學校に使用せしむるに至つた。斯る教育は單に教育本來の目的に反し、その神聖を冒瀆する許りでなく、日支兩國の親善關係を根底より永遠に破壊せんとする言語に絶した暴舉といはざるを得ぬ。而も歴史の明示する我國の悲壯なる犠牲より蒙つたる國恩を忘れ、吾國の智腦と資本と勞力とを以て築き上げたる文化的收獲を掠奪し、その生命線を斷絶せんとする暴戾に至つては國民の斷じて許し能はぬ所である。而もこの間に處して我國は久しきに亘り冷靜を守り、隱忍自重し、國際平和を念とし、只管支那政府及國民の反省の日を待つたのである。年月を経ると共に事態は益々惡化し、支那國民は上下を通じて我國を輕侮し、事を構へて我國民に迫るに至つたが、支那外交部長王正廷氏が本年二月

二日その郷里に於てなした「國民政府の對日政策」なる演述の中で「國民政府の期する所に據れば本年中に領事裁判撤廢、租界回收、内河航行權撤廢等が相當成功を收め得られる見込であるが特に日本に對しては南滿鐵道沿線の守備兵を撤退せしめ、南滿地方の主權を回收すべく、若し日本がこれに應ぜざれば支那國民は一致してこれに對抗すべく、その方法は宣傳、宣言等の生溫き方法によらず、必ず軍事上の作戰計劃により、且つ軍器、糧食を準備して一戰を交へるの準備を以てこれに對抗すれば必ず日本は屈服すべし」と大膽なる威嚇を日本に與へてゐる。果してこれが南京政府の眞意であるか否かは別問題として、その無責任なる放言の與へた影響の大なる、又頻々としてその後につた幾多の問題は少くとも王正廷氏の言を裏書するものと推察し得べく、今回の如き不詳事の必然不可避たるべき時期の近き將來に到來するにあらざるやを危懼せざるを得ぬに至らしめた。

#### 四

支那のかくの如き暴戾を可能ならしめた原因は支那に對する安全保障と列國間の暗闘とに依る。この二つの矛盾せる動因を究明することが國際聯盟及米國その他の行動を明確ならしむる所以である。

戦後の政情を望觀すると平和思潮が澎湃として押寄せ世界のあらゆる方面を風靡してゐるかの如き觀を呈してゐるが、他方國家主義が露骨無遠慮に横行し、戦前に比し寧ろ強烈に働きかけてゐるのを見る。只その國家主義が平和の春を裝ふ衣裳で巧にカムフラージされてゐるに過ぎない。

慘劇の後には必然的に平和思潮が起り、宗教心の強烈になるのは歴史の示すところである。現代文明の階梯に於てはその平和思潮は人類愛にまで擴大せられ、平和の理想實現に對する各種の運動が頗る活潑となつた。そしてそこには純眞なる人類愛の閃も認められ

る。併し同時に宗教思想は過去の時代に於けるが如くに勃興して來てゐないことが明かに認められる。歴史的に姉妹であつた宗教と平和とが袂を別ち、宗教はその勢力を失墜し、平和は政治の傀儡と化し終つた。

英國政界戦後の風潮は産業經濟を中心とする平和政策支持に一貫してゐる。戦前百ヶ年間に海外に投資せられた二百億の資本は一部分戦時に消費せられ殘餘の多くは不良貸付と化し固定して用をなさぬ。而も勞働爭議その他の原因から産業貿易は不振に陥り、依然たる入超決濟に宛つべき貿易外の収入も亦不足を見、政府は財政難に苦しみぬいてゐる。往昔英國の領土には四六時中太陽の没する時がないといふ誇を持つた國家も洋の西に米國、極東に日本といふ強國の出現した今日この四散した領土を兵力を以て防衛することの不可能なるを痛感し、今日これが安全を圖るには平和維持以外に策のある筈がないことを悟つた。世界第一の海軍國たる夢は華府會議と共に消え去つたが、この會議

がなくとも財政的に及ばぬ希望であることを知つた英國がシンガポールに軍港を築造した位で安全保障とならぬ位は承知し切つてゐる。然らば協調により平和を圖り、安全を期するのが最善の策であることになる。

産業經濟政策遂行の第一歩として獨逸の復興を援けだがその結果は十億の短期資金の固定に終つてしまつた。恸した難局に際して支那は英國にとつて確かに大切な大市場の一たるを思はざるを得ぬ。英國がこの市場開拓に手を染めてから六十年、十數億の資本が投下され、北清事件の償金も近時支那貿易の獎勵に利用されてゐる。貿易に於ては往時支那貿易總額の四六%を占めた當時に比すると現在では八・二%といふ情ない状態に激減してゐるがそれでもまだ保險・海運・銀行等の業務に於ては確固不拔の牙城を有してゐる。何とかしてこの市場を回復しやうと英國が策動するのも無理がない。

英國は歴史的に歐大陸に大陸軍國の出現を妨止する

策を採つて來てゐる。獨逸の倒れた後に佛國の強大となることは獨逸に代ふるに佛國を以てすることになり結局獨逸市場を失つた丈けが損になる形である。こゝに國家主義的提携が伊太利と成立することになつたのであるが、こゝに發する政情不安は英國財界に確かに累をなしてゐる。

佛蘭西は戰後自國の安全保障に總ての關心を集中してゐる有様で、その第一線の防禦を國際聯盟においてゐる。ヴェルサイユの平和會議に際しライン地方の中立案を出し、又國際聯盟武力保有を提議し何れも英米の反對で破れた佛國はポーランド、ユーゴスレービア、チエツコスロヴァキアと同盟を結び第二段の防禦線を築造し、不戰條約を第三線とした。それでもまだ獨逸の復讐に對する恐を除き得ず、伊太利の國家主義露獨伊の提携可能性に脅威を感じてゐる状態である。

獨逸は復讐心に燃えてゐる。ヒットラーは鬭争國粹黨を率ゐて平和條約の改變を唱導してゐる。ロカルノ

の會議に於て獨逸はアルサス・ローレンを永久に放棄することを宣明したけれども、他方東部國境問題についてはこれを留保した。そこに獨逸の意圖が明かに窺知される。併し獨逸の窮狀は極度に達し、復讐を企圖する前に生きて行く道を考へねばならぬ状態にあつたので、ストレーゼマンは産業界有力者の説に賛し英米の提案を容れてドーズ案を成立せしめた。その後には調印せられたヤング案も獨逸國民は決して満足して受入れたものではなく、ライン地方の撤兵を欲する熱情から寧ろこれを歓迎したと見るべきで、フォン・ゼークト將軍は撤兵された丈けではラインランドの眞の回收とならぬことを國民に絶叫し、軍備の縮少よりもその均衡を得ることが平和維持に必要であると説いてゐる。この景團氣は明かに佛國の神經を過敏ならしむるに十分で、こゝにも國際政情の不安と財界惡化との原因が伏在する。

伊太利は人口過剰で食料問題に苦しむでゐる。米國

移民法の影響を受け、佛國の安全保證同盟國を東に控へ、オーストリ、ハンガリ等に隣接し、而も近東に伸び得ぬ苦しみがある。そこに伊佛の關係が圓滑であり得ぬ根源があり、佛國の強大化を押へんとする英伊共通の政策が生れ、更に露波・獨波問題も懸念に堪へない。恚した國際政情の動搖から佛國は益々安全保障を鞏固ならしむる必要を覺えざるを得なくなる。この十二月に入つてから佛露の不戰條約が締結されたのも奈邊の消息を物語るものである。

勞農露國は世界革命を目指して、外に赤化運動に狂奔し、内に五年計劃を勵行し産業の興隆軍備の充實を圖つてゐる。滿蒙問題に關しては政策に於て帝政時代と何等相違を見出されない許りでなく、實質的には更に有効なる手段を講じてゐる事は必ずしも米人の口をかりないでも證明出来る。一九一九年に支那に對してカラハンの公表した聲明書が如何なる意味に於ても眞面目に受けとらるべきものでない。民族運動を赤化運

動に結びつけてその手段とし、階級闘争に依て現存勢力を破壊せんと努力してゐる事實丈から判斷しても滿蒙問題に付樂觀を許さない政情が觀取せられる。

米國は戰後あらゆる方面に向つて世界第一主義で突進してゐる。平和思潮の政事的利用に於ても、國家主義の巧妙なる運用に於ても、將た又國際場裡に於ける自我無理押し of 横暴さに於ても世界第一主義國の名に背かない。

米支間最初の交渉は一八四二年の昔に溯り得るが、東洋に進出したのは一八九八年比島を西班牙から奪取したときに始まり、その翌年國務卿ジョン・ヘイ氏が支那領土保全、門戶開放主義を振翳して支那問題に參劃したときから以後米國は著しく極東問題に關心を持ち出し、支那市場の潜在可能性を認め至らざるなき活動振を見せた。露國が滿洲に占據せんとする形勢を見せたとき我國を援助して露國に對した。日露戰役に當つて英國と共に誠意ある友邦として終始したのも滿蒙

に米國が着眼してゐたが爲めである。爾來二十五ヶ年間の滿蒙外交は對米外交に終始して來た。一九〇五年十月十二日附を以て交換せられたハリマンの滿鐵買收覺書問題はハ氏が横濱を去つて三日後にポーツマス條約を携へて歸國した小村外相の明知と至誠とに依て幸ひ破棄せられたが、間も無く米國は英國の資本家と策謀して法庫門鐵道問題を起し、これに失敗するや滿洲諸鐵道中立案を提起した。この案は國務卿ノックス、ハリマン、及ストレート奉天總領事の劃策せるもので滿鐵買收案の變形に過ぎなかつたものであるが、英國は米國案に氣乗せず、日露兩國は相提携して斷固として之を排斥したので遂に立消えとなつた。この中立案の陰には例の錦愛鐵道問題が含まれ相當我國をなやませたものであつた。中立案が不成功であつても、若しこの鐵道が成立したならば滿鐵の死命を制せられたことは明かである。斯く手を代へ品へを代て滿蒙利權問題に執拗なる割込に懸命であつた米國は我國の對獨宣

戰後間も無き一九一四年八月二十一日に我國に公文書を送り、支那に實恩の態度を示し我國に對し頗る非友誼的で國際禮讓を無視したる決意を示した。之等の關係から大正四年の日支條約については米國は我國に抗議書を送り、その後所謂二十一ヶ條問題として巴里・華府の會議に於て米國は常に支那に加擔して我國に對抗するに至つた。尤も此間に一九一七年石井ランシング協定に依て日米國外交の陰翳を除去するに力め、我國の滿蒙に於ける特種權益を米國に認めしめ、我國は門戶開放機會均等を確認したこともあるが、之については米國では日本と別個の解釋を下してゐた。この協定をすら一九二二年の九ヶ國條約に依て覆され、滿蒙に於ける我國の特種的地位は認められなくなつた。少くとも米國の見解はさうである。ルーズヴェルト大統領時代より傳統的に米國の有する滿蒙の執着心、表に國際平和の衣を羽織りたる九ヶ國條約、不戰條約、海軍々縮の華府及倫敦會議等の背景的準備を終へた米

國が世界第一主義を極東に及ぼさんとする秋が到來してゐるのである。我國の對支外交は悉くが對米外交であつたことは序上明にし得たと思ふ。而も他力本願宗の支那に對する外交は今や對米英に移らんとしつゝある。恚した國際政情が今回の滿蒙問題解決に如何なる波亂を生み來たり、又將來生まんとするか。

如上各國の政情を一瞥すれば平和主義が如何に政略的に用ひられ、國家主義がその中に如何に巧に織込まれてゐるか判る。勞農露國や伊太利を目して特種の政情を有する國とする見解もあるが、國家主義を強烈に發揮してゐる點に於て他と少しも變るところがない。世界が不況に悩むで容易解決策の見出されないのもこの國家主義に起因するところが多い。關稅政策、正貨の吸收、戰債の取立、産業の合理化等悉くそれである。米佛が世界の正貨を四分の三迄獨占してゐながら關稅の障壁を高くして輸入防止に力めてゐる。國際貸借の決濟は正貨に依るか輸出貨物に依らねばならぬ

ことは判り切つてゐる。然るに各國は債權國に對して支拂ふべき正貨を持たない。而も債權國は貨物は買つて呉れない。そこに世界經濟の行詰が出来たのである。恚した根源を改善しやうとせず徒らに支那市場に回生に望をかけ、嫉妬暗闘を重ね。條約を無視し、國際正義を蹂躪し、外債を踏倒にせんとする暴戾を觀過し、我國の生命線維持に對し却て強いるところあるが如きは寧ろ百害あつて、平和に些の貢獻するところなきものと斷ぜざるを得ぬ。

## 五

國際聯盟は國家に基礎をおき共存共榮を目的とする團體である。その國家といふは統制あり國內の安寧秩序を保ち内外人の生命財産を保護し、住居交通の安全を保證し、國民相互の交渉に於て正義を保持し、且嚴に一切の條約上の義務を尊重し、これを履行する國家のことである。共存共榮の目的を達成するためには第

一に戦争を防止せねばならぬ。それには國際正義及公正の上に立つて萬事を處理するを要する。第二に人類生活の安寧と福祉とを増進するにある。これには國際間に精神的並に物質的の協調がなければならぬ。此事は聯盟規約の前文に明にしてある。今回の滿蒙事變を國際聯盟に依て處理せんとするには先づ第一に支那は國際聯盟の一員たるに適する能力と誠意とを果して現有するや否やを吟味すべきである。歐洲大戰中に米國が支那をして我國に抗争せしめ、巴里・華府會議に於て支那を援けて我國を壓迫し、國際團體員たる資格を缺く支那を國際團體に完全なる一員として加入せしめ現に斯る無資格國家が聯盟加入國として存在することが我國にとりて不幸なる、又聯盟にとつても災禍たる事實である。内に實權なく外に誠意なき南京政府のため幾度か米國さへ悩まされて來たのであるにも不拘、この明瞭過ぎる程明瞭な事實を理事國代表者諸子が認識されない理由がない。第二次國際聯盟理事會の

決議案なるものは序上の現實を故意に認識しなかつたもので、前說せる各國の政情及財政經濟上の理由から聯盟の活動を不純に導いたものといはれても致方あるまいと思はれる。

併し乍ら十月二十四日に十三對一の結果を見るに至つたのには決して他の理由がないではない。歐洲近世史は如何に彼等が武力と資本とにより世界を白人の有に歸せしめたかを物語つてゐる。この背景、この先入を以て他を忖度する各國代表に我國の自衛行動が舊世紀迄彼等の實行してゐた侵略的政略に見えたのも無理がなく、現在の飽和状態を未來に確保せんとする國家、一切の武力行動を罪惡視することに依て安全保障を全うせんとする國家が國際正義を無視し、國際條約を蹂躪する暴舉よりも彼等の眼に影じた侵略行爲をより大なる罪惡と誤認したのは蓋し「認識不足」であらう。

理事國たる弱小國は過去數世紀に亘り強國の壓迫に

會ひ、弱肉強食の慘事を経験した國々である。従て弱を助けて強きを摧かんとする心理の動を持つことは普通何人も持つ義侠心以上に強烈であることは否めぬ。而も聯盟參加の動機は正にこれに依て強國の横暴を押しんとするにあつたのであるから、弱國支那に同情し是非善惡を考慮する暇がなかつたことも確に一原因をなしてゐやう。

聯盟の本年九月に開かれた總會に於て「戦争防止法促進一般條約」が採擇され、明年二月の軍縮會議中に全會一致の同意を得やうとしてゐる。恰もこのときに滿蒙事變が勃發したのであるから、安全保障第一主義諸國の驚愕と軍縮會議に對する危懼とが各國代表を鮮からず興奮的に憂慮せしめた跡が認められる。

勞農露國對ポーランド、獨逸對ポーランド國境問題、伊太利對佛蘭西の問題等は相當に歐洲政界に憂鬱なる暗雲を低迷せしめてゐるものと見られてゐる。安全保障を三重四重にし取結んでも尙安心し兼ねる有様で、

恚うした懸念に没頭してゐるために極東に於ける國際正義の履行、國際條約の嚴守等を顧慮する餘裕すら理事國代表は持ち得ずにある。支那代表はこれを巧に利用し軍縮會議に言及していやが上にも各國代表の不安氣分を煽り立て日支條約の効力を仲裁々判に依て再吟味することを申立てた。これは恐らく聯盟規約第十九條の適用を要求したものであらう。歐洲現在の政情の不安はヴェルサイユ平和條約改變の欲求に源を發してゐる。この改變に對して正面から絶對反對を表明してゐる佛國外相ブリアン氏が假令一時なりとも支那代表の提議に耳を傾けたのは全く興奮的憂慮の結果と見る外なく、理事會の空氣を我國の不利に導いたのにもこの興奮的憂慮が與つて力なしとしないであらう。

近時我國を評して軍國主義の國家となし、我國民を好戰國民となすものが頗る多い。これは支那の宣傳と胸に一物を藏する各國の排日運動との結果であるが、我國民の滿蒙問題に對する認識不足にも罪なしとした

い。事變勃發の際政府はその命令に基いた軍事行動でないことを聯盟に通知した。これは事實その通りで、支那側の不法行爲に依り臨機必要の處置を採つたに過ぎぬ。然るに英米の新聞雜誌等はこれを軍部の計劃的行動であると報じてゐるものが少くない。若し然らずとするならば斯の如き神速な行動が突如出来るものではないと論斷してゐるものさへある。これは我國の陸軍が治にゐて亂を忘れない優秀なものであることを知らずに、我陸軍の機能を侮蔑したもので一笑にすら價しないものであるが、中央政府の命令に基かざる軍事行動といふ點から推論を進めて、事變の惹起とその擴大とは軍部の任意的侵略行動で政府はこれに引づられてゐるのであると述べてゐるものさへある。理事國代表者中にもこの印象のもとに聯盟が強硬に出ることは日本政府を援けて軍部を抑壓する方便であるとすら考へたものがあるといふ。これこそ眞に滿蒙事變に對する根本的認識缺如である。

我國が世界平和に眞摯な努力をしてゐることも、軍備競争を避け合理的な軍費節約を熱望してゐる事も、政府、軍部及各政黨の間と未だ軍備問題に付完全なる一致を見てゐないことも、皆偽ない事實である。けれども少數の赤化分子はいざ知らず、滿蒙生命線防衛の關する限り意見に絶對不一致なく、無知に起因する無關心の態度も眞相に直面するや急ち合流して熱火を發しつゝある有様であり、上下擧つて最後の決心を固めてゐる。さればこそ米國では移民問題で日本が米國と戦ふことはあるまいが、滿蒙問題の將來には日米戦争の危険が孕まれてゐると大正十二年移民禁止當時に論じ立てられたことがあり、又米國がその後我國を假想敵國として各種の準備と行動とをとつて來たことに就ては今更説明を要すまい。この事情と態度とを熟知せる聯盟が彼等の壓力を加重するために初めより米國と連絡をとり、遂にオブザーヴァ問題で横車を押したのも道理である。併しこれらは明かに國際正義を無視

し、日本自身に對する「認識不足」中の最大なるものである。

## 六

十一月十四日から開かれた第三次理事會は第二次理事會の失敗を矯正する努力に終始した。聯盟からいへばその面目を維持し、その存在理由を明かにしなければならぬ立場にある。理事會側としては從來國際紛争解決に當り類似の解決法を採用し、何等不都合なく無事に治めることの出來たもので、今回の事變に限り使用した手段ではなかつたと辯明し得やうが、滿蒙自體及支那てふ國家の特異性を度外し、單一な常套手段で解決し得るものと考へたのが抑もの謬りで、この點に付不明といふ最少限度の非難は何としても免れ得まい。又我國としては聯盟や米國の態度如何に拘らず何處迄も生命線を防衛せねばならぬ立場にある。けれども決して事を好むものでなく、寧ろ出來得る限り圓滑

に事を運び、平和裡に問題を解決し度いと希望してゐる。而してそれには本事變の特異性を列國に知悉せしむる爲めに滿蒙及支那全土の現況を各國代表に視察せしむるのが徑捷である。故に我國の努力はこの方向に集注せられた。これに反して支那は聯盟規約第十五條を適用し、第十六條の制裁を我國に加へんとするに先づ努力した。これは事變突發の當初より支那が屢々試みた解決方法——といふよりは寧ろ破壊方法であつたが、元來支那が恣した制裁が容易に用ひ得るものと誤信し、その謬想の上に支那が如何なる暴戾を敢てしても我國は何事もなし得まいといふ結論を抽出して彼の暴戾を逞しうして來たものである。併し乍ら聯盟がさう容易に家傳の寶刀を抜きはなつであらうか。その事自身が既に大なる疑問である上に、歐洲に於ける政情が前述せる有様であるから第十六條の制裁問題に觸れることは全く不可能でない迄も、頗る難事で各國がその生存を危険にさらすことなしに乗り出し得る國が果

して何程あるであらうか。

聯盟規約第十五條は聯盟國間に國交斷絶に至る虞ある紛争が発生し第十三條に依る仲裁々判又は司法的解決に付せられざるに適用せられるものである。この點に就てはそれ以前にも屢々聲明してゐるところであるが特に十月二十六日に日本政府の公表した聲明書を一讀すればこの度の事變は第十五條の適用を見るべき筋のものでないことが明瞭する。

併し若し假にこの適用を見るに至つたとすると聯盟理事會は過半数の表決に基き當該紛争の事實を述べ公正且適當と認むる勸告をなすのであるが、名は勸告でもその内容は命令であり判決である。してその表決が紛争當事國の代表を除いた他の聯盟理事會全部の同意を得たものであるとその勸告に應じた紛争當事國に對してこれに應じない國は戦争に訴へることが出来なくなる。即ち日本は支那に對し戦争を禁ぜられることになるのである。併し支那は日本に對して戦争を禁ぜら

れないから武力を以て我軍の撤退を強要し得る。茲にいやでも開戦といふ事實が起る。すると日本は聯盟規約違反者として第十六條の制裁を受けることになる。

その制裁は經濟斷交で、總ての聯盟國は日本に對して直に一切の通商上又は金融上の關係を斷絶し聯盟各國はその自國民と日本人との一切の交通を禁止し、且聯盟に参加してゐない諸國とも金融上通商上又は個人的交通を出来るだけ防遏されることになる。恚うなると聯盟國は支那擁護の爲めに理事會の提案に従て陸海空軍を出さねばならず、又支那に金融上及經濟上の援助をなす義務を負ふことになる。この時に當つて各國出兵割宛に關する聯盟理事會の提案がさう容易に決定すべしとは思惟されない。よし枉りなりに決着を見ても各國の事情がこれに應ずることを許すか、問題であるのみならず、その統帥が更に難局を生むことは明であり、現在既に支那に對して十億の不良貸付を有する各國が更に償還の見込が立たぬ貸付に應ずる義務を甘ん

じて負ふかも亦頗る大なる疑問といはねばならぬ。

斯く觀察を下すときに十六條の適用は技術的に困難である許りでなく經濟斷行、開戦となれば支那に比して幾倍の重要さを持つ我國の貿易を失ふことになる。又その後の經過に依ては極東貿易全部を失ふことにもなり、而も勝負は豫斷を許さぬ。これが長引けば歐洲自身の低氣壓が如何なる暴風雨を捲き起すか、赤化の魔手が何處に伸びるか、印度その他の植民地に如何なる變化を生ずるか、それこそ歐洲大戰にも勝る世界戦争の危険を孕むのである。

米國は獨自の立場を保持すると同時に聯盟と歩調を一にすると宣明してゐる。米國は滿洲への執着からすれば聯盟各國よりも遙かに滿蒙問題に多くの關心を持つ譯である。併しウキルソンの發案にかゝる國際聯盟に米國上院が參加を拒むだのは聯盟規約第十五條及第十六條が米國の好むと好まざるとに拘らず負はせる、戦渦に投ずる義務を米國は負ひ得ないといふ理由がそ

の中心をなしてゐる。従て規約第十五・六條を適用することになつた場合に米國が獨自の立場からこれに參加することを拒否することはあり得べきことであると同時に、聯盟が微溫的態度を採るときに却て九ヶ國條約又は不戰條約を振り翳して我國に壓迫的態度に出るかも知れない。聯盟としては米國不参加の場合を考慮せざる譯には行かない。従て米國の意向が明瞭するまでは總ての事情が許す場合を想像して見ても最後の行動に出ることは頗る危険である。我國としては國際聯盟をして誤を繰返さざらしむると同時に米國をして事態を正視理解せしむるに全力を注がざるを得ない。第三次理事會に於てはこれらの點に於て先づ成功をかち得たものと見られる。

## 七

その後滿洲に於ける土匪兵賊の跳梁が甚だしく、錦州の正規軍と匪賊との區別が不可能であるのみならず

錦州假政府が匪賊を使用し武器を供給してゐることが明確となり、更に又正規軍の將校等が匪賊の指揮作戰をなしてゐる確證を得たと報ぜられてゐる。事態が斯の如くであるとすれば匪賊討伐の皇軍が錦州方面に出動するのは誠に止むを得ぬことで、若し萬一正規兵と砲火を交ふるに至つても責任は我國にない譯であるにも拘らず、米・英・佛三國は相通じて我國に警告して來た。元來土匪兵賊は平和の民、——支那國民をも掠奪しその生命をも脅かすものであるが故に、錦州假政府も皇軍と相提携してこれを殲滅すべきが當然である。列國がこの理の當然を認識するならば列國は寧ろ南京政府若くは錦州政府をせめ支那自身をしてこれが討伐をなさしむべく、少くとも匪賊と絶對無交渉の地位に立たしむべきではあるまいか。然るに徒らに我國に警告を發するが如きは番に徒勞たるに止まらず、事に變の解決を益々遷延せしむるものといはねばならぬ。

滿蒙事變は今後の推移に依て如何なる場面を展開す

るか決して豫斷を許さぬと同時に又決して安心することも出來ぬ問題である。吾人は平和の好愛者である。平和論者として終始し來つたもので、今に於ても決してその態度に變化はない。併し生命線を放棄して退き、列強の壓迫のもとに餓死せんよりは、寧ろ進むで最後の一彈の盡きる迄皇國の防衛にあたらんことを冀ふものである。去りながらこれは平和的解決に對しあらゆる手段を講じて後に萬止むを得ざる場合のことで一部論者の如く國際聯盟、九ヶ國條約、不戰條約等を輕視してのことではない。滿蒙問題を一日も速に解決せんことを冀ふ點に於ては決して人後に落ちぬものであるが、軍事行動の神速なるを見て世間が誤信するが如くに敏速に滿蒙問題は片付く道理のものでないと信ずる。性急なれば拙速主義に流れ易い。速戰速決主義で支那の死命を制することは過去の夢で、これは却て我國の孤立戰を惹起する虞れを濃厚ならしめるから力めて避くべきである。現在に處する最上の策は自衛上

必要なる最少限度に軍事行動を止め、滿を持して放たざる體の姿勢をとり、あらゆる手段を用ひて列國に事局の真相を正視せしめ、世界平和の爲めに冷靜なる考慮を廻らす機會を與へるにありと信ずる。

滿蒙問題に付我國自衛權の發動といふ根本さへ未だに各國の認識するところとなつてゐない。九ヶ國條約や不戰條約が持ち出されることがその明著なる證據である。不戰條約の原案にあつた滿蒙地域の留保が本條約に保存せられなかつた内面の理由は兎も角として、その當時から有識者はそれを遺憾に思ふてゐたが、今日に及んでこれを益々痛感せざるを得ない。國民の自重と當局の聰明とに依てこの根本問題から解決の緒をもとめなければなるまい。

## 八

滿蒙問題解決の相手は支那といふよりは寧ろ米・英・佛・露その他の列國である。列國が我國の主張を認容

するか否かに依て決定するものである。この認容を得る迄には最善の努力を致しても相當の日月を要することであらう。その間對支貿易杜絶その他から受ける我國民の打撃は相當苦痛であることは言を贅しない。併し拙速主義は斷じて採るべからざるところである。拙速は國家を危機に直面せしめ而も却て解決の遲延を招來する虞れがある。滿蒙事變は我國開關以來未だ遭遇したことの無い難局を展開する危険性を孕むでゐることを果して我國民は理解し居るや否や。

彼の有名なるノースクリップ卿が一九二一年世界漫遊を終へて歸英するや「第二の獨逸たる運命を有する國は日本である」と豫言した。興國日本をして彼の豫言の無稽を世界に知らしむべき秋は來た。日本は三國干渉當時の日本ではない。然れども暴虎馮河は國を亡ぼす。